（随意契約に関する記録）
第14条　契約責任者は、特定購買等契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を行い、保管するものとする。
（苦情の処理）
第15条　理事長は、特定購買等契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定購買等契約に係る苦情の処理に当たる者を指定するものとする。
（特定購買等契約に関する統計）
第16条　理事長は、財務省の依頼により特定購買等契約に関する統計を作成し、財務省に送付するものとする。

附　則

1　この規則は、平成15年４月１日から施行する。
2　この規則は、この規則の施行の日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、施行日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

○改　正

（19. 3.23　規則第11号）施行19. 4. 1
（26. 2.25　規則第６号）施行　改正協定が日本国について効力を生ずる日